

鳥取縣公報

第五百五十號

金曜日

昭和九年八月二十四日

縣令

◇鳥取縣令第三十九號

昭和六年三月鳥取縣令第十三號鳥取生繭賣買取締規則左ノ通改正ス

昭和九年八月二十四日

鳥取縣知事 中 谷 秀

第一條 蠶絲業法施行規則第八十五條ノ規定ニ依リ免許ヲ受ケタル者生繭ノ賣買、仲立又ハ買入ヲ爲サントスルトキハ免許證ヲ携帶スベシ

第二條 免許證ハ當該官吏、吏員、警察官吏又ハ相手方ノ要求アリタルトキハ之ヲ提出スベシ

第三條 蠶絲業法施行規則第八十五條ノ規定ニ依リ本縣以外ノ道府縣ニ於テ免許ヲ受ケ本縣内ニ於テ生繭ノ賣買若ハ仲立ヲ業トスル者又ハ其ノ從業者ニシテ自ラ生繭ノ賣買若ハ仲立ヲ爲サ

00498

ントスル者、生絲製造者若ハ其ノ從業者ニシテ自ラ生繭ノ買入ヲ爲サントスル者ハ業務開始ノ前日迄ニ左ノ事項ヲ様式第一號ニ依リ所轄蠶業取締所支所ヲ經由シ知事ニ届出ヅベシ

一 業種、氏名又ハ名稱及其ノ住所又ハ事務所所在地

(從業者ニ在リテハ業主ノ氏名又ハ名稱及其ノ住所又ハ事務所所在地ヲ併記スルコト)

二 免許ヲ受ケタル道府縣名、免許證ノ番號及免許期間

三 業務ヲ行ハントスル期間及區域

四 業務中ノ居所

第四條 生繭ノ賣買若ハ仲立ヲ業トスル者又ハ其ノ從業者、生絲製造者若ハ其ノ從業者ニシテ

自ラ生繭ノ買入ヲ爲サントスル者又ハ生繭ノ賣却ヲ爲サントスル者ハ左ノ行爲ヲ爲スコトヲ得

ズ

一 收購前ノ賣買又ハ仲立

二 日出前又ハ日没後ニ於ケル繭ノ賣買、仲立又ハ受渡

三 正當ノ事由ナキ賣買契約ノ不履行

四 正當ノ事由ナキ買止又ハ價格引下ノ申合

00507

五 正當ノ事由ナキ現物受渡又ハ代金支拂ノ延期

六 繭綿ヲ除去セザル上、中繭及同巧繭ノ受渡

七 上繭ノ賣買ニ當リ中、下繭又ハ同巧繭ヲ附スルコトヲ條件トスル價格ノ決定

前項第一號ノ規定ハ第七條ノ規定ニ依リ豫メ知事ノ許可ヲ受ケテ行フ繭特約取引ニハ之ヲ適用セズ

第五條 本令ニ於テ繭特約取引ト稱スルハ生絲製造者又ハ生繭ノ賣買若ハ仲立ヲ業トスル者ガ養蠶者ノ団体ト豫メ繭ノ賣買又ハ仲立及之ニ伴フ事項ニ付締結スル契約ヲ謂フ

第六條 繭特約取引ハ養蠶實行組合ヲ相手方トスルニ非サレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條 生絲製造又ハ生繭ノ賣買若ハ仲立ヲ業トスル者繭特約取引ヲ爲サントスルトキハ知事ノ許可ヲ受クベシ

第八條 前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケントスル者ハ様式第二號ノ申請書ニ左ノ事項ヲ記載シ相手方ノ同意書ヲ添ヘ三月末日迄ニ知事ニ提出スベシ但シ特別ノ事由アル場合ハ蠶兒ノ掃立ヲ爲サントスル日ヨリ一月前迄ニ提出スルコトヲ得

一 相手方ノ名稱、所在地及組合長ノ氏名

00506

二 組合員數

三 契約期間

四 繭鑑定及價格算定ノ方法

五 代金支拂ノ方法及期限

六 蠶品種名並飼育期別繭取引豫定數量

七 相手方ニ對シ蠶種其ノ他物品ノ斡旋、供給、資金ノ融通、養蠶、栽桑等ニ關スル技術上ノ

指導其ノ他ニ關スル事項ニ付契約ヲ爲サントスル場合ハ其ノ要領

第九條 繭特約取引ノ許可ヲ受ケタル者前條第三號、第四號、第五號及第七號ニ掲グル事項ヲ

變更セントスルトキハ知事ノ許可ヲ受クベシ

第一號、第二號及第六號ニ掲グル事項ニ付變更ヲ生ジタルトキハ遲滯ナク其ノ旨知事ニ届ケ出

ヅベシ

第十條 契約ノ期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ

第十一條 繭特約取引ノ許可ヲ受ケタル者其ノ契約ヲ解除シタルトキハ遲滯ナク其ノ旨知事ニ届

出ヅベシ

00501

第十二條 繭特約取引ノ許可ヲ受ケタル者ハ様式第三號ニ依リ毎年十一月末日迄ニ取引成績ヲ知

事ニ報告スベシ

第十三條 繭特約取引ノ許可ヲ受ケタル者蠶種、蠶具、肥料其ノ他養蠶用具ヲ配給セントスルト

キハ其ノ都度價格ヲ明示シ相手方ノ承諾ヲ求ムベシ

第十四條 知事ニ於テ必要ト認ムルトキハ繭特約取引ニ關シ指示スルコトアルベシ

第十五條 繭特約取引ノ許可ヲ受ケタル者本令ノ規定ニ違反シ又ハ公益ヲ害シ又ハ害スル虞アリ

ト認ムルトキハ第七條ノ規定ニ依ル許可ヲ取消スルコトアルベシ

第十六條 繭特約取引ニ關スル書類ヲ知事ニ提出スルトキハ相手方ノ所在地ヲ管轄スル蠶業取締

所支所ヲ經由スベシ

第十七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

一 第一條、第二條、第三條、第四條、第七條、第九條、第十一條、第十二條、第十三條ノ規

定ニ違反シタル者

二 第十四條ノ規定ニ依ル指示ニ從ハザル者

附 則

00502

第十八條 本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

但シ第六條乃至第九條、第十一條乃至第十三條ノ規定ハ昭和九年十月二十日ヨリ之ヲ施行ス

様式 第一號

業務開始届

免許ヲ受ケタル道府縣名
免許證ノ番號及免許期間
業務ヲ行ハントスル期間

道府縣第 號 自 年 月 日
至 年 月 日

業務ヲ行ハントスル區域

郡 (市)

業務中ノ居所

町 大字 村

番地 何某方

右及届出候也

年 月 日

住所

業種氏

名 (名稱) 印

00503

知事宛

備考 業種ハ「生繭賣買」「生繭仲立」「生繭買入」等ト記載スベシ

右屋主

住所

業種氏

名 (名稱) 印

様式 第二號

繭特約取引許可申請書

生繭賣買取締規則ニ依リ繭特約取引致度候條御許可相成度別紙相添へ此段及申請候也

年 月 日

市 郡

町 大字 村

番地

業種氏

名 (名稱) 印

知事宛

(別紙添附事項)

00506

告示

◆鳥取縣告示第四百三十九號

東伯郡倉吉町度量衡器、計量器第一種取締左記ノ通執行ス

昭和九年八月二十四日

鳥取縣知事 中 谷 秀

検査執行區域

同上 期日

同上 時間

同上 場所

倉吉町

昭和九年九月
自十日
至十四日

自午前八時
至午後二時

倉吉町特設度量衡器検査所

◆鳥取縣告示第四百四十號

昭和九年八月十八日左記ノ者ニ對シ動力糶業免許證ヲ下付セリ

昭和九年八月二十四日

鳥取縣知事 中 谷 秀

00499

免許證番號

住

所

氏

名

七五九

八頭郡智頭町大字市瀬

山本力藏

七六〇

日野郡溝口町大字宇代

山中茂富

◆鳥取縣告示第四百四十一號

昭和九年七月產婆名簿ニ登録セシ者左ノ如シ

昭和九年八月二十四日

鳥取縣知事 中 谷 秀

本籍 鳥取縣氣高郡神戸村大字下砂見四二七番地

住所 同上

昭和九年七月二十八日
第六八六號 登錄

前田 靜子

明治四十一年二月二十星

00500

◆鳥取縣告示第四百四十二號

昭和九年七月產婆名簿取消ノ登録並產婆名簿登録事項ノ訂正セシ者左ノ如シ

昭和九年八月二十四日

鳥取縣知事 中 谷 秀

本籍 鳥取縣八頭郡丹比村大字徳丸八五六番二番地

住所 同上

昭和九年七月二十日廢業ノ故ヲ以テ產婆名簿取消ノ登録
出願ニ對シ同年七月二十五日取消

松 本 芳 子

住所 鳥取縣鳥取市吉方町一四五番地

昭和九年六月二十八日住所並開業地移轉ニ付產婆名簿登
録事項訂正方出願ニ對シ同年七月二十七日訂正

前 田 道

◆鳥取縣告示第四百四十三號

00503

府縣道鳥取青谷線中左ノ通其ノ路線ノ認定ヲ變更シ在來道路ノ供用ヲ廢止シ變更道路ハ新設道路ノ
地域ヲ以テ其ノ區域卜定メ昭和九年八月二十五日ヨリ供用ヲ開始ス

昭和九年八月二十四日

鳥取縣知事 中 谷 秀

現 在 路 線

氣高郡千代水村大字安長字河原口五〇七番ノ
一地先ヨリ同村大字安長字堀田北土居、池中、
樋詰、堅田、矢倉田、柳坪、大磯、箕浦、五
反田、同郡松保村大字岩吉字西上美田ヲ經テ
同郡湖山村大字湖山字大石橋七八三番ノ四地
先ニ至ル

變 更 路 線

氣高郡千代水村大字安長字前ノ内四二〇番ノ一地
先ヨリ同村大字安長字中畦、廣田、濟ケ本、行水、
下赤田、小橋、念佛鬼、同郡松保村大字岩吉字東
金田、西金田、同郡湖山村大字湖山字土器鬼ヲ經
テ同村大字湖山字三島九一〇番ノ四地先ニ至ル